

川口市PTA連合会団体加入 「PTA活動総合補償制度」について

本校では、毎年、皆さまより納付いただきますPTA会費より、川口市PTA連合会（以下「市P連」という。）に保険料を納付し、市P連にて団体加入をしております
「PTA活動総合補償制度」に加入しております。

この保険は、PTA活動中における事故の備えとして、会員および児童等に生じた事故について、総合的に補償を受けることができる保険です。

『PTA活動総合補償制度について』

（１）補償内容

PTA会員（保護者・教職員）等の傷害事故に対して

PTA会員とその同居の親族、代理人（注１）およびボランティア（会員登録された方）が、PTAの主催・共催する行事（注２）に参加中（往復途上含みます。）に急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや死亡に対して補償されます。細菌性食中毒またはウイルス性食中毒、熱中症（日射病、熱射病）により身体に障害が生じた場合も補償されます。

（注１）代理人は、当該行事への参加が事前にPTAより認められている場合に限りです。その際は「代理人出席事前通知書」の提出が必要です。

（注２）PTAが主催・共催する行事とは、PTA会則に基づく手続き（PTA総会による各種事業の承認等）を経て決定されたもので、総会・理事会・各専門部会・委員会・登校指導・校外パトロール・東っ子祭り・親子レクなどです。

児童の傷害事故に対して

児童が、PTAの主催・共催する行事に参加中（往復途上含みます。）に急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや死亡に対して補償されます。（ただし、学校管理下における、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となる場合は除きます。）細菌性食中毒またはウイルス性食中毒、熱中症（日射病、熱射病）により身体に障害が生じた場合も補償されます。

PTAの賠償責任について

PTA管理下（注１）中に、PTAが次のような法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して補償されます。

- ・PTA活動（注２）の遂行中に、管理上のミスなどによって第三者（PTA会員・児童を含む）の身体・物に損害を与えた場合。
- ・PTAが、他人から借りたスポーツ用具などをPTAや児童が損壊・紛失したり、盗難にあたりした場合。

（注１）PTA管理下とは、PTAの指揮、監督、指導下においてPTA活動（注２）を行っている間をいいます。

（PTA活動に参加するための所定の場所と自宅の往復途上は含まれません。）

（注２）PTA活動とは、PTAが企画・立案し主催する活動で、PTA会則に基づく正規の手続き（PTA総会による各種事業の承認等）を経て決定された活動をいいます。

(2) 保険金額と保険料

給 付 項 目		保 険 金 額
傷 害	死亡保険金	200万円
	後遺障害保険金	8万円～200万円（障害の程度によって）
	入院保険金 日額(180日限度)	2,600円
	手術保険金（手術の際の入院の有無によって上記入院保険金日額の）	入院中10倍・入院以外5倍 （1事故につき1回）
	通院保険金 日額(90日限度)	1,600円
賠 償	対人賠償（自己負担額：1千円）	1名あたり支払限度額：300万円 1事故あたり支払限度額：3千万円
	対物賠償（自己負担額：1千円）	1事故あたり支払限度額：200万円
	保管物賠償（自己負担額：5千円）	1事故あたり支払限度額：10万円 年間あたり支払限度額：500万円
1会員あたり保険料		72円（×家庭数 ※教職員数は除く）
児童1名あたり保険料		7円（×児童数）

(3) 保険期間

毎年4月1日午後4時から

翌年4月1日午後4時までの1年間

(4) 傷害保険の補償対象となる方（被保険者）

P T A活動に役割をもって参加している以下の方々

① P T A行事で活動中の保護者会員、教職員、児童

② P T A行事で活動中の保護者会員の同居の親族（兄弟・祖父母など）

※同伴する同居の未就学児も対象となります。

（例）児童の親の代理で同居の祖母がP T A会議に出席した。

③ P T A会員の代理としてP T A行事に参加する人

ただし、行事への参加が事前にP T Aより認められている場合に限りです。

（例）P T A会員のXさんの代理で隣のYさんに防犯パトロールに参加してもらう場合

④ ボランティアとしてP T A活動に参加される人

ただし、行事への参加が事前にP T Aより認められている場合に限りです。

（例）児童の登下校中の安全確保のために見守り活動を行っている方

（注）P T Aとの共同開催においては、他の団体所属の方は補償の対象になりません。

(5) 事故が発生した場合の手続き

事故に遭われた方は、必要書類に必要事項を記入の上、PTA会長へ提出し、PTA会長よりAIU損害保険株式会社代理店へ「事故証明書兼事故発生通知書（様式3）」と参加したPTA行事を証明する書類を、事故の日から30日以内にFAXにて送付します。

その後、原本と行事を証明する書類を代理店へ送付します。

様式	書類名	提出先	提出期限
様式3	事故証明書兼事故発生通知書 参加したPTA行事を証明する 書類（注1）	AIU 損害保険(株) 代理店(有)セレクト保険 サービスおよび	事故発生後30日 以内
様式4	ボランティア参加者名簿（注2）	川口市PTA連合会 事務局	様式3と同時
様式5	代理人出席事前通知書（注2）		様式3と同時

注1：総会資料、開催案内等、注2：対象者が補償対象者であるときに提出。

※請求の内容により、別途、診断書の提出を求められる場合があります。

※必要書類が必要な場合や保険内容（保険金支払い対象等）について詳しく知りたい方、ご不明は点・ご質問等がある方は、教職員・PTA執行役員（組織図参照）または取扱代理店までお問い合わせください。

取扱代理店 〒333-0844 川口市上青木5-8-11 (有)セレクト保険サービス

TEL 048-267-8400 FAX 048-267-3680

(様式 3)

A4版
コピーして使用

PTA活動総合補償制度
事故証明書 兼 事故発生通知書

平成 年 月 日

川口市PTA連合会長 様

学校PTA 会長 名

会長印

取扱担当者 (役職名)

TEL : FAX :

※連絡取りやすい電話番号をご記入ください。

「個人情報の取扱いについて」の内容に同意し、ご通知します。

事故の種類	傷 害 賠償責任					
当該会員	フリガナ			男女	年齢	
	氏名					
	フリガナ					
	保護者名	※当該会員が未成年の場合のみ記入				
☐ 保護者 ☐ 教職員 ☐ 児童・生徒 ☐ ボランティア ☐ 代理人	住所	〒		電話番号	※連絡取りやすい番号をご記入ください。 自宅または職場： 携帯：	
事故の内容	行事名		発生日時	年 月 日 時 分 頃	場所	
ケガの場合は 状況・経過など 賠償事故の場 合は相手方の 氏名など連絡 先・状況・経過 など						
病院名など	病院名 住 所 TEL			その他	連絡事項	

該当に
レ点

太
枠
内
は
当
該
会
員
が
記
入

※事故発生後30日以内に提出ください。また、必ず参加したPTA行事を証明する書類を添付ください。

FAX後、原本もお送りください。

提出先 〒330-0844 川口市上青木5-8-11 (有)セレクト保険サービス

FAX : 048-267-3680 TEL : 048-267-8400

(注) 提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。

(様式 4)

A4版
コピーして使用

平成29年度 PTA活動総合補償制度
ボランティア参加者名簿

学校PTA

行事名 (期間)	ボランティア 参加者名	性別	年齢

※ボランティアの方が補償対象者のとき提出ください。

「個人情報の取扱いについて」(P11)の内容に同意の上ご通知ください。

(注)提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。

(様式 5)

A4版
コピーして使用

平成29年度 PTA活動総合補償制度
代理人出席事前通知書

学校PTA会長 様

PTA会員

印

() 月 () 日の () 行事参加につき、
下記理由により、私の代理出席として、() 様に
依頼しますのでご承認のほどお願いします。

*代理出席依頼理由；

--

※出席代理人の方が補償対象者のとき提出ください。

「個人情報の取扱いについて」(P11)の内容に同意の上ご通知ください。

(注)提出書類はコピーを取り、控えとして保管ください。